

「地域社会と個人の役割 I～IV」 ボランティア活動単位認定

- ボランティア活動および学内での事前・事後指導を含めて 40 時間以上の活動を 1 単位とみなし、年度末に一括して単位を認定する。
- 対象とするボランティア活動は、所属する学科の教員に確認し、認定されたものに限られる。原則、同一のボランティア活動で 40 時間以上とする。
- 修得できる単位の上限は、インターンシップとあわせて卒業までに合計 4 単位である。
- 単位認定は、「地域社会と個人の役割」の I～IV として 1 単位ずつ行う。

単位認定までの流れ

① 申し込み

学生はボランティア活動単位修得希望を所属学科の教学部委員に申請する。申請時には次の書類を提出すること。

- ・「地域社会と個人の役割 I～IV（ボランティア活動）」単位認定申請書（様式 1）
- ・ボランティア活動の内容がわかる資料

② ボランティア活動の開始

申し込みが受理され、学科の教員から許可が出た場合には活動を開始する。活動前後に学科内での事前・事後指導が行われる場合は教員の指示に従うこと。

③ 活動終了報告

学生は教学部委員に次の書類を提出すること。

- ・「地域社会と個人の役割 I～IV（ボランティア活動）」活動報告書（様式 2）
- ・ボランティア活動に従事したことを裏付ける資料

④ 審査

- ・ 教学部委員は受け付けた資料に不備がないことを確認したうえで共通教育センター長に提出。提出期限は 1 月 31 日とする。
- ・ 共通教育センター会議で、提出された書類一式に関する審査を行う。
- ・ 共通教育センター長は、教学部委員会で「審査報告書」を提出して報告。

⑤ 報告・単位認定

- ・ 学長は、一連の報告を受けて単位認定を行い、「単位認定書」を教務課に提出する。